短期入所生活介護利用契約書

＿＿＿＿＿＿＿＿様（以下、「利用者」といいます）と特別養護老人ホーム千歳敬心苑（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う短期入所生活介護について、次の通り契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう短期入所生活介護を提供し、利用者は、事業者に対しそのサービスに対する料金を【契約書別紙】のとおり支払います。

第2条（契約期間）

1　この契約の契約期間は令和＿＿年＿＿月＿＿日から利用者の要介護認定の有効期間満了日令和＿＿年＿＿月＿＿日までとします。
2　契約期間中の利用期間は【ショートステイ利用案内】のとおりです。
3　利用者は、利用開始予定日から7日間以上の猶予をおいて、事業者に対し利用期間の変更を申し入れることができます。また、利用者は、契約期間中であれば短期入所生活介護の追加利用を申し込むことができます。これに対し、事業者は、居室の確保ができないなど正当な理由がない限りこれは断れません。
4　利用者は利用開始日の午前 10:00 以降に入所し、利用終了日の午後 3:00 までに退所するものとします。（ただし、やむを得ない場合に限り時間の変更は可能）
5　利用者は、契約期間満了日から次の要介護認定の有効期間満了までの期間を契約期間として契約を更新することができます。この場合、契約期間満了日までに更新後の契約期間中の利用期間を登録するものとします。ただし、他の利用者の登録により、すでに定員に達している期間を含めた利用期間は登録できません。

第3条（短期入所生活介護計画）

事業者は、4日間以上の利用の場合、利用者の日常生活全般の状況および利用者または代理人の希望を踏まえて「居宅サービス計画」に沿って「短期入所生活介護計画」を作成します。事業者は、この「短期入所生活介護計画」の内容を利用者および代理人に説明し同意を得ます。

第4条（短期入所生活介護の提供場所・内容）

1　短期入所生活介護の提供場所は特別養護老人ホーム千歳敬心苑です。所在地および設備の概要は【短期入所生活介護重要事項説明書】のとおりです。
2　利用者が利用できるサービスの種類は【短期入所生活介護重要事項説明書】のとおりです。事業者は、【短期入所生活介護重要事項説明書】に定めた内容について、利用者および代理人に説明します。
3　事業者は、利用者の希望や状態等に応じて前項に定める各種サービスを適切に提供します。
4　事業者は、「短期入所生活介護計画」が作成されている場合には、当該計画に沿ってサービスを提供します。

5 事業者は、サービス提供にあたり、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、車椅子やベッドに胴や四肢を縛る、上肢を縛る、ミトン型の手袋をつける、腰ベルトやＹ字型抑制帯をつける、介護衣（つなぎ）を着せる、車いすテーブルをつける、ベッド柵を４本つける、居室の外から鍵をかける、向精神薬を過度に使用する等の方法による身体的拘束を行いません。ただし、緊急やむを得ない場合は、所定の手続きを経て利用者または代理人へ説明し同意を得た上で実施します。

第5条（サービス提供の記録）

1 事業者は、短期入所生活介護の実施終了後、実施したサービスの内容等を代理人に説明します。
2 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、短期入所生活介護の終了後2年間保管します。
3 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、前項のサービス提供の記録を閲覧できます。
4 利用者は、当該利用者に関する第2項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。

第6条（料金）

1 利用者は、サービスの対価として【契約書別紙】に定める利用単価毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
2 事業者は、料金の合計金額の請求書に明細を付して、翌月 10 日までに利用者に通知します。
3 利用者は、料金の合計金額を翌月 26 日までに、原則は銀行口座引き落としで支払います。
4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けた時は、利用者に対して領収証を発行します。（領収書の再発行は原則として行いません）
5 【契約書別紙】について、介護保険制度の改正により、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

第7条（利用開始前のサービスの中止）

1 利用者は、事業者に対して利用開始予定日前日の午後5時までに通知することにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
2 利用者が利用開始予定日前日の午後5時以降に利用の中止を申し出た場合は【短期入所生活介護重要事項説明書】に定める計算方法により、所定のキャンセル料を事業者に支払うものとします。

第8条（利用開始中の中止）

1 利用者は、事業者に対して前日の午後5時までに申し出ることにより、利用期間中でも退所することができます。この場合の料金は実際の退所日までの日数を基準に計算します。
2 事業者は、利用者の体調が良好でなく施設での生活に支障があると判断した場合、利用期間中でもサービスを中止することができます。
3 第1項および第2項に定める他、利用期間中に利用者が入院した場合、短期入所生活介護は終了となります。この場合の料金は入院日までの日数を基準に計算します。

第9条（料金の変更）
1　事業者は、利用者に対しておおむね1ヶ月前までに文書で通知することにより利用料および食費・滞在費等の単価の変更（増額または減額）を申し入れることができます。
2　利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【契約書別紙】を作成し、お互いに取り交わします。
3　利用者が料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することによりこの契約を解約することができます。

第10条（契約の終了）
1　利用者は、現にサービスを利用している期間を除き、事業者に対して文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。
2　事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文章で通知することにより、この契約を解約することができます。
3　次の事由に該当した場合は、事業者は、利用者に対して、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。ただし、利用者が現にサービスを利用している期間中は7日間の予告期間をおきます。
　① 利用者が事業者に支払うべきサービス利用料金を正当な理由なく1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
　② 利用者またその家族が、事業者やサービス従事者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
4　次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
　① 利用者が他の介護保険施設に入所した場合
　② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）・要支援 1・要支援2と認定された場合
　③ 利用者が死亡した場合

第11条（秘密保持）
1　事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2　事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
3　事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。
4　その他、事業者は、別途定める個人情報保護に関する基本方針等に基づき個人情報の安全性の確保に努めます。

第12条（賠償責任）
1　事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者または代理人に対してその損害を賠償します。ただし、その損害について、利用者の故意、過失もしくはこの契約上の注意義務、または千歳敬心苑の職員の正当な業務上の指示に反する行為が認められた場合は、その状況を考慮してその賠償額を減額又は免除することができるものとします。
2　利用者は、当施設において故意又は過失、もしくはこの契約上の義務や千歳敬心苑の職員の正当な業務上の指示に反して、千歳敬心苑の職員または他の利用者等に損害を与えた場合は、その損害賠償責任を負います。尚、その場合、前項の但し書き

を準用します。
3　事業者及び利用者は、前２項の損害賠償は、誠意をもって速やかに対応し、履行するものとします。

第13条（緊急時の対応）
事業者は、現に短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、あらかじめ届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡を取る等必要な措置を講じます。

第14条（連携）
事業者は、短期入所生活介護の提供にあたり、介護支援専門員（ケアマネージャー）および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第15条（相談・苦情対応）
事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、短期入所生活介護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第16条（本契約に定めのない事項）
1　利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2　この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

第17条（裁判管轄）
この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は施設の住所地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることを、予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、代理人および事業者署名押印の上1通ずつ保有するものとします。

【契約締結日】　　令和＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

【契約者】

事業者　＜名　称＞　　特別養護老人ホーム　千歳敬心苑
＜事業者番号＞　　東京都　1371200666

＜住　　所＞　　〒157－0064
東京都世田谷区給田5丁目9番5号

＜代表者名＞　　施設長　　山口　晃弘　　印

利用者　＜住　所＞ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜氏　名＞ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

代理人　＜続柄＞ ＿＿＿＿＿＿＿＿

＜住　所＞ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜氏　名＞ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印